

諮問庁（審査庁）：大阪市長
諮問日：令和4年7月13日
諮問番号：令和4年度諮問第3号

答申書

答申日：令和5年8月31日
答申番号：令和5年度答申第3号

大阪市長 横山英幸様

大阪市行政不服審査会
会長 畠田 健治

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項に基づく生活困窮者住居確保給付金不支給決定に係る令和3年2月16日付け審査請求についての上記審査庁の行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

- 1 本件審査請求は棄却されるべきである。
- 2 (1) 下記第9に記載のとおり、給付金を受給しようとする者及び給付金受給者において一見してその内容が理解できる基準のあり方や、理由の提示における法の趣旨に照らした具体的適用に係る記載方法についての検討がなされることが求められる。（付言）
(2) 下記第9に記載のとおり、生活困窮者住居確保給付金制度については、給付金を受給しようとする者又は給付金受給者に対する丁寧な制度説明がなされるなど、可能な限り給付金受給者において納得性が満たされるような制度運用となることに期待したい。（付言）

第2 事案の概要

本件は、大阪市長（以下「処分庁」という。）が、生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づき令和2年10月30日付けで行った生活困窮者住居確保給付金支給決定の処分の名宛人である審査請求人の令和3年1月7日付けの生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請に対して、同年1月25日付けで行った同項の規定による生活困窮者住居確保給付金不支給決定（以下「本件処分」という。）に対して、審査請求人が、本件処分は、審査請求人においては支給要件に該当しているにもかかわらずなされた決定である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

- 1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）

ア 法第3条第1項は、「この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定する。

イ 法第3条第3項は、「この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。」と規定する。

ウ 法第6条第1項は、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。」と規定する。

エ 法第6条第2項は、「前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。」と規定する。

(2) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）

ア 規則第3条は、次のとおり規定する。

「法第3条第3項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」

イ 規則第10条は、次のとおり規定する。

「法第6条第1項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

- イ 離職の場合又は第3条第1号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第12条第1項、附則第4条第2項及び附則第5条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年を経過していない者

- ロ 第3条第2号に規定する場合 申請日の属する月において、第3条第2号に規定する状況にある者

- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者である

こと。

イ 離職の場合又は第3条第1号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者

ロ 第3条第2号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。」

ウ 規則第12条第1項は、「都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、3月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号（第1号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。」と規定する。

エ 規則第13条は、「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第1号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。」と規定する。

(3) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（社援発0201第11号令和3年2月1日）」の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和3年2月1日第9版。以下「事務マニュアル」という。）及び大阪市住居確保給付金事務取扱い要領（令和3年2月1日改正。以下「事務取扱い要領」という。）

ア 地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知されている事務マニュアルに基づき、処分庁は事務取扱い要領を定めている。以下、事務マニュアルにおける記載を挙げるが、[]内の記載は、事務取扱い要領において同じく記載されているもののうち、事務取扱い要領において記載の内容が異なる部分を示すものである。

イ 事務マニュアル第7、2、(1)、エ〔事務取扱い要領2、(1)、エ〕は、収入要件として、次のとおり定める。

「① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体〔大阪市〕が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。

1,000 円未満切り捨て。)に 1/12 を乗じて得た額 (1,000 円未満切り上げ) とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において〔削除〕、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例〔大阪市税条例〕の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する (1,000 円未満切り捨て)。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ) で求めた収入額に 1/12 を乗じることにより基準額を算出する (1,000 円未満切り上げ)。

〔以下の表が追加〕

大阪市における基準額及び収入基準額

区 分	基準額	収入基準額
単身世帯	84,000 円	左記基準額 + 家賃額
2 人世帯	130,000 円	・家賃額は本市生活保護住宅扶助の基準額 ※を上限とする ・収入が基準額を超え収入基準額以下の場合 は一部支給となる
3 人世帯	172,000 円	
4 人世帯	214,000 円	
5 人世帯	255,000 円	
6 人世帯	297,000 円	
7 人世帯	334,000 円	

※大阪市における生活保護住宅扶助基準額

1 人	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人
40,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	62,000 円

② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇

用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。

c 親族等からの継続的な仕送り

d 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 公的給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。」

ウ 事務マニュアル第7、11、(1)〔事務取扱い要領11、(1)〕は、支給期間の延長について、次のとおり定める。

「住居確保給付金の支給期間は3月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3月の支給期間を2回まで延長及び再延長することができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、2(1)(②イを除く。)を充たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて3(1)によって算出される金額とする。」

エ 事務マニュアル第7、11、(2)〔事務取扱い要領11、(2)〕は、支給期間の延長の手續について、次のとおり定める。

「受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日（10により中止される場合を除く。）までに『住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）』（様式1-2）を自立相談支援機関〔経由で区保健福祉センター〕に提出する。

自治体〔区保健福祉センター〕は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたか、2(1)(②イを除く。)に定める支

給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に『住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）』（様式 7－2）を自立相談支援機関経由で交付する。」

2 処分内容及び理由

処分庁においては、本件処分の決定通知書によると、「申請日の属する月における申請者の収入が収入基準額を超えるため」という理由によって、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和 3 年 2 月 16 日、審査請求人は、行政不服審査法第 2 条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

令和 3 年 3 月 3 日、審理員が指名された。

令和 3 年 3 月 19 日、処分庁より弁明書が提出された。

令和 3 年 4 月 1 日、審理員が指名された（審理員交代による指名）。

令和 4 年 7 月 4 日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和 4 年 10 月 27 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 4 年 11 月 22 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 4 年 12 月 21 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 2 月 10 日、審査庁より主張書面が提出された。

令和 5 年 2 月 14 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 3 月 23 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 4 月 13 日、審査庁より主張書面が提出された。

令和 5 年 4 月 20 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 6 月 2 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 7 月 11 日、当審査会において調査審議を行った。

令和 5 年 8 月 21 日、当審査会において調査審議を行った。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審理員意見書によれば、次のとおりである。

ア 給与収入額は受給期間（令和 2 年 10 月から 12 月）の 3 か月間であれば 1 月当たりの収入額は収入基準額以下である。

イ 延長申請月の収入額についても大阪市での生活保護費 1 か月分よりも少ない額で打ち切りは適法ではない。

ウ 緊急事態宣言が延長される中での打ち切りは収入が確保できず違憲違法である。

(2) 処分庁の主張の要旨

審理員意見書によれば、次のとおりである。

ア 申請日の属する月における審査請求人の世帯収入が収入基準額を超過しており、支給要件を充たしていない。

イ 給付金は生活困窮者自立支援法に基づき支給されているもので、生活保護法による決定とは異なるものである。

ウ 緊急事態宣言の発出による給付金の支給要件（収入要件）に変更はない。

2 審理段階における論点整理

審理員意見書によれば、審理員は、申請日の属する月における審査請求人の世帯収入が、事務取扱い要領 2、(1)、エ中の表における単身世帯区分に定める収入基準額以下であるかが論点と考え、その点について検討を行っている。

3 審理員意見の理由

上記 2 の検討の結果、審理員意見書によれば、次のとおりである。

「(1) 住居確保給付金の申請者は、延長申請時に申請日の属する月の世帯収入について、収入状況を確認できる挙証資料を添付し報告する必要がある。厚生労働省発出の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（以下「事務マニュアル」という。）「第 7 住居確保給付金の支給」2 支給要件（1）支給要件 ④において収入要件について示されており、同エ 収入要件 ③収入 ロ 算定する収入の範囲等 a 就労等収入において、算定する収入は就労等収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額で算定すると示されている。

本市では、上記事務マニュアルに従い「大阪市住居確保給付金事務取扱い要領に基づく事務の手引き」を定めており、単身世帯の場合の収入基準額を、84,000 円（基準額）+35,000 円（審査請求人の賃借する住宅の 1 か月当たりの家賃）の計 119,000 円（収入基準額）としている。審査請求人の申請日の属する月の世帯収入額は 137,950 円であり、大阪市の住居確保給付金の支給要件に当たる収入基準額を超過しており、支給要件を欠いていることとなる。

(2) 本件申請は、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であることによる給付金の支給延長申請であり、延長申請の際には受給者の世帯収入月額を把握確認する必要がある。審査請求人が延長申請の際に提出した給与明細書（2 件分）では、申請日の属する月の収入基準額を超過している事実が確認された。そのため、処分庁は、支給要件に該当しないことが判断できたことにより令和 3 年 1 月 25 日付けで本件処分を行っている。

また、令和 3 年 3 月 23 日付けで、審査請求人あて「弁明書の送付及び反論書の提出について」を審理員より郵送し、反論書の提出期限を同年 4 月 22 日までとしていたが、こちらについても提出が無い状況にある。

(3) 以上のとおり、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。」

第 5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

調査審議において、審査請求人から新たな主張はなされていない。

2 審査庁の主張の要旨

審査庁は、裁決についての考え方及びその理由として、「審理員の意見に同じ」との意見を付して諮問している。

審査庁が、調査審議において、新たに主張した点は以下のとおり。

(1) 生活困窮者住居確保給付金の趣旨について

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものである。

そして、規則第12条第1項が、申請日において受給要件を全て満たす者について3か月間支給すると規定しているとおり、住居確保給付金は就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金であることから、自立相談支援機関において短期集中的に就労支援を受け、早期の自立の促進のために原則3か月という一定の受給期間に給付金を受給しながら常用就職を目指すという点に住居確保給付金制度の趣旨がある。

そうすると、生活困窮者の早期の自立促進を図るべく、自立相談支援機関は自立相談支援事業として行う就労支援（規則第14条）への早期の移行をするために、申請日の属する月における客観的状況を、申請者における要件該当性の判断基礎とする必要がある。

(2) 事務取扱い要領2、(1)、エの「申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。」の規定について

住居確保給付金の審査基準では、収入額が基準額以下であることを審査する必要がある。

当該収入額に関して、例えば、定額の給与収入、児童手当等の定額の公的給付など当該申請月の収入額・支給日が確定しているもののように、月次の支給日・支給額が確定しているものの情報については、申請日までに支給された（支給される）額等の情報が記載された支給に係る資料によって「申請日の属する月の収入」を確実に推計することができる。

しかし、これ以外の、例えば、申請日以降に支払日を迎える給与収入、自営業者（フリーランス）の当月の売上、日払給与者・派遣社員などで給与支給日・支給額が確定していない場合などは、「申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合」に該当する例と言える。

本件審査請求人については、期間延長申請の月が受給期間最終月の令和3年1月であり、当該月の収入については、支給日・支給額が確定しているものの情報を短期間のアルバイトによる給料の支払いに係る資料によって処分庁に示すことができるものであり、「申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合」に該当するとは言えないとする主張は、不合理であるとまでは言えない。

(3) 事務取扱い要領2、(1)、エの「申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。」の規定について

支給期間延長に係る規定として、規則第12条第1項但書の規定は「支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号（第1号を除く。）

のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるとき」には支給期間の延長を認めることができるとされている。

そして、ここでいう「引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるとき」とは、事務取扱い要領11、(1)では、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、支給要件（収入要件、資産要件等）を満たしている場合とされている。

また、期間延長に伴う支給額についても、延長申請時の収入に基づいて改めて算出されるものである。

さらに、期間延長申請については、事務取扱い要領11、(2)において「受給者が支給期間を延長…を希望する際は、支給期間の最終の月の末日までに」申請するものと定められていることから、延長申請が可能な期間は支給期間の最終の月の末日までに行うものとされている。

ここで、「翌月に申請があったものとして、取り扱う」については、申請日の属する月の翌月に申請があったものとみなし、翌月の収入要件により審査することを意味する。

以上の仕組みからすると、期間延長申請における収入要件の充足の判断について用いる収入の額は、期間延長の申請月である「支給期間の最終の月」の収入の額であり、「申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。」の規定は新規の申請の場合のみに適用されるものであり、期間延長申請において適用するものではない。

よって、期間延長申請である本件について「申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。」の規定は適用されないとする主張は不合理であるとまでは言えない。

- (4) 事務取扱い要領2、(1)、エの「毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。」の規定について

「毎月の収入額に変動がある場合」とは、継続就労による特定の収入において、収入を得ることが想定されている一定の期間における各月で得ることになる収入月額が、その各月ごとに変動（増減）している場合をいう。

「収入の確定している直近3か月間」という期間の収入額の平均に基づくのも、毎月の収入額に変動があることによって、申請日の属する月の額を推計するにあたり、各月による変動を見込むために、確定している直近3か月間の期間の各月の合算から平均就労収入月額を算出するものである。

本基準は、変動性のある収入を得ている者において申請日の属する月単体の就労

収入を申請時点でまだ得ていないために確実に推計することが困難な場合においてのみ適用するものである。

本件審査請求人については、3か月間の受給期間中に審査請求人の就労状況・収入状況の把握が行われており、延長申請月の収入についても審査請求人から当該月分の給与明細の提出を受け確認しており、審査請求人における収入について、収入を得ることが想定されている一定の期間における各月で得ることになる収入額が、その各月ごとに変動（増減）することがある場合にはあらず、各月の合算の平均によって算出しなければならないような申請月単体の収入では確実に推計することが困難な場合であったとは言えない。

よって、本件においては「毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。」の規定に該当する事実はないとする主張について不合理であるとまでは言えない。

- (5) 支給期間中に常用就職できなかった受給者による、常用就職ではない短期間（期間の定めが6月未満）のアルバイトによる就労に係る期間延長申請月の収入額が、収入要件の基準額を超過した場合の規則第10条第3号該当性の判断について

延長申請審査においても、規則第10条第3号の収入要件該当性について、新規申請時と同じ基準を適用する必要がある、延長申請月の就労収入額が収入基準額を超過する場合は収入要件非該当となり、また当該受給者については「生活困窮者」であるとする要件を満たさないことになることから、収入基準額を超過していることにより当該月の家賃の支払いに困窮しているものとはならない。

ここで、規則第10条第3号の収入要件該当性の判断に際し、収入基準額と照らし合わせる当該受給者の収入については、常用就職による収入か否かの区別なく、また特定の雇用形態に限定するものでもなく、あらゆる就労により得られた収入を含めた収入を算定することによって把握するものであることから、常用就職ではない短期間（期間の定めが6月未満）のアルバイトによる就労に係る収入が収入基準額を超過している場合に、収入要件非該当と判断することになると言える。

よって、本件において短期間のアルバイトによる就労に係る期間延長申請月の収入額が、収入要件の基準額を超過していることをもって、規則第10条第3号非該当とした処分庁の判断は不合理であるとまでは言えない。

第6 論点整理

離職を理由とする生活困窮者住居確保給付金の受給者による支給期間延長申請において、期間延長が認められるためには、その受給者における住居確保給付金の引き続きの支給が、当該受給者の就職促進に必要であると認められなくてはならず、その前提として、規則第10条第3号の規定に基づき、当該受給者の申請日の属する月における世帯収入が基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下でなくてはならない。

この点、単身世帯の受給者については、規則第10条第3号の規定の審査基準である事務取扱要領2、(1)、エ中の表における単身世帯区分に定める収入基準額以下であ

る必要があり、さらに、この事務取扱い要領2、(1)、エの「③収入」においては、「算定する収入の期間」、「収入に変動がある場合」に係る基準が定められているところ、本件審査請求人については、短期間のアルバイトにより、支給期間延長申請の申請日の属する月の収入のみ収入基準額を超過している状況にある。

そこで、これらの基準の具体的適用の結果、審査請求人において収入に係る支給要件を充足していないとする処分庁の判断に違法又は不当な点がないかについては、審査庁の上記第5、2でいう事務取扱い要領2、(1)、エの「③収入」において定める本件各基準（以下「本件各基準」という。）、及び本件各基準の具体的適用について判断する必要がある。

第7 答申の理由

1 認定した事実

審理関係人及び審査庁から提出された証拠や審査会にて行った職権調査から、以下の事実が認められる。なお、事実記載の後ろの「【】」内には、当該事実についての証拠を記載している。

- (1) 令和2年10月19日、審査請求人は、離職を理由として、生活困窮者住居確保給付金の申請を行い【令和2年10月19日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」】、処分庁は、令和2年10月30日付けで住居確保給付金支給の決定を行った【本件における審理関係人の主張の全趣旨より】。
- (2) 令和3年1月7日、審査請求人は、離職状態が継続していることを理由として、生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請を行った【令和3年1月7日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再／再々）延長）」】。
- (3) 審査請求人は、上記(2)の申請にあたり、給与の支払いに係る明細書として令和3年1月7日付け明細（以下「明細1」という。）及び同月20日付け明細（以下「明細2」という。）の2通を提出した【審査請求人が自立相談支援機関に提出した「給料支払明細書」（「明細1」）及び「明細書」（「明細2」）】。
- (4) 明細1に係る給与は令和3年1月4日に審査請求人は受け取っており【「給料支払明細書」（「明細1」）、自立相談支援機関が作成した「住居確保給付金支給額判定・収入状況確認シート」】、明細2に係る給与は令和3年1月15日に審査請求人に支給されており【「明細書」（「明細2」）】、交通費を除き審査請求人が令和3年1月に得た給与の総額は137,950円となる【「給料支払明細書」（「明細1」）及び「明細書」（「明細2」）、自立相談支援機関が作成した「住居確保給付金支給額判定・収入状況確認シート」】。

2 論点に対する判断

生活困窮者住居確保給付金の支給については、給付行政として、その実施に係る処分庁の裁量は広範なものであり、支給要件に係る審査基準を定立した場合、その定立した審査基準の内容が法の趣旨に反するとは言えず、及びその具体的適用について著しく妥当性を欠くものでない限り、裁量権の逸脱や濫用の違法があると言うことはできないと解する。

これを本件についてみると、まず、本件各基準の内容については、法の趣旨に反す

るような内容は認められない。

次に、審査庁の主張の内、上記第5、2、(2)について、雇用の形態如何にかかわらず、就労による給与について月次の支給日や支給される（支給された）額が確定的に記載されている資料を処分庁が用いて当該受給者の申請日の属する月の収入状況を把握すること、当該客観的な資料を用意できる状況をして処分庁において確実に申請日の属する月の収入が推計できる場合にあたるとすることについては、申請によって審査が開始される給付行政の性質からして、具体的な処分の場面においても一定の裁量が認められるものであって、申請時の事情により行政の判断が異なることについては許容されるものであり、これらの具体的適用については相当性を欠くものではない。

また、上記第5、2、(4)について、継続就労による特定の収入において、収入を得ることが想定されている一定の期間における各月で得ることになる収入月額が、その各月ごとに変動している場合で、当該収入を得ている者において申請日の属する月単体の就労収入を申請時点でまだ得ていないために確実に推計することが困難なときにおいて、申請日の属する月の額を推定するにあたり、各月による変動を見込むために、確定している直近3か月間の期間の各月の合算から平均就労収入月額を算出することについては、公平かつ簡易迅速な給付に向けた処理が求められる給付行政の性質からして、変動性を見込みを踏まえることについては許容されるものであり、この具体的適用についても相当性を欠くものではない。

さらに、上記第5、2、(3)及び同(5)の主張についても、不合理とまでは言えない。

以上から、本件各基準の具体的適用については著しく妥当性を欠くものではない。

よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 その他

なお、審査請求人は、上記第4、1、(1)、イのように「延長申請月の収入額についても大阪市での生活保護費1か月分よりも少ない額で打ち切りは適法ではない」旨主張するが、生活困窮者住居確保給付金は法に基づき支給されているものであり、生活保護法に基づく保護費とは性質を異にするものであることから、審査請求人の主張に理由はない。

また、審査請求人は、上記第4、1、(1)、ウのように「緊急事態宣言が延長される中での打ち切りは収入が確保できず違憲違法である」旨主張するが、本件処分が憲法に反するかどうかの判断は審査庁の権限外であり、ゆえに当審査会の調査審議の対象にはならないところ、なお行政不服審査法による審査請求については当該審査請求に係る処分が法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるかを審理判断するものである点を踏まえ本件事件記録をみても、本件において法の規定に照らし特に不合理な点を示す事情も見受けられないことから、いずれにしても審査請求人の主張に理由はない。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきである。

よって、結論記載のとおり答申する。

第9 付言

審査庁によれば、生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者住居確保給付金制度は、生活困窮者が自立相談支援機関において短期集中的に就労支援を受け、早期の自立の促進のために給付金を3か月の間受給しながら「期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職」である常用就職(規則第10条第5号)を目指すものであるという。

そうすると、本件審査請求人のように、支給期間延長申請の日が属する月における収入において、受給期間中のアルバイトによる就労収入として収入基準額を超過しているという事実によって支給要件を満たさないという判断にならざるを得ない状況については、通常、就労期間が有期的であるというアルバイトの特徴からすれば、常用就職に就けていない状況下で住居確保給付金の受給者として取り扱われなくなるという事象を生み出すことになり得るものであり、この点については上記の制度趣旨から見ても、受給者からみて納得性が満たされないのではないかと懸念するところである。

また、受給期間中にアルバイトを含むいかなる就労もしていない状態の者については支給期間延長申請における収入基準額以内であり収入要件該当性が認められるとする判断になる一方で、一定生活費をまかなうために自己努力によって常用就職ではないものの就労した者がある時期にまとまった収入を得て、さらにその収入を得た月が申請の日が属する月と同一でかつその収入が収入基準額を超過している場合に、収入要件該当性は認められないとする判断になることについても、上記の制度趣旨から見た場合、受給者からみて納得性が満たされない結論になっているのではないかと懸念するところである。

さらに、本件各基準について、給付金を受給しようとする者又は給付金受給者が、一見してその内容を理解できるものにはなっていないのではないかと、加えて、行政手続法に反する程度とまでは言えないが、本件処分の決定通知書に記載されている処分理由の記載について、理由の提示という観点からも法の趣旨に照らした具体的適用に係る記載に関しては不十分なのではないかと、という点についても懸念するところである。

給付金を受給しようとする者及び給付金受給者において一見してその内容が理解できる基準のあり方や、理由の提示における法の趣旨に照らした具体的適用に係る記載方法についての検討がなされることが求められる。

また、とりわけ、生活困窮者住居確保給付金制度については、給付金を受給しようとする者又は給付金受給者に対する丁寧な制度説明がなされるなど、可能な限り給付金受給者において納得性が満たされるような制度運用となることに期待をしたい。

大阪市行政不服審査会総務第1部会

委員(部会長) 常谷麻子

委員 丸山敦裕

委員 針原祥次